

【共同漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
農共第1号	佐賀県有明海漁業協同組合	福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域 ア 基点第一号と基点第二号とを結んだ直線上の中央点 イ アから熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第三号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点 ウ アから長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第三号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点 エ アから長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第三号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点 オ 基点第四号とアを結ぶ直線上、基点第四号から千メートルの点 基点第一号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱 基点第二号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱 基点第三号 福岡県熊本県の境界四ツ山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界標石柱 基点第四号 佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱	第一種共同漁業 (かき漁業、あさり漁業、からすがい漁業、はまぐり漁業、ばい漁業、あかがい漁業、くまさるぼう漁業、もがし漁業、にし漁業、たいらぎ漁業、しおふき漁業、あげまき漁業、まてがし漁業、うみたけ漁業、はいがし漁業、たこ漁業、餌むし漁業、しゃこ漁業、いそぎんちゃく漁業、しゃみせんがし漁業)	1月1日から12月31日まで ただし、第一種共同漁業の中のたいらぎ漁業においては10月1日から翌年5月31日まで	平成25年9月1日から令和5年8月31日まで	団体	福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町	(1) ア 竹羽瀬漁業の操業統数は、11箇統以内でなければならない。 イ 同一人で2箇統を超える竹羽瀬漁業を営んではならない。 (2) ア 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、網目は3.4センチ目以上でなければならない。 イ 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。
	福岡有明海漁業共同組合連合会								